

岸和田市貝塚市清掃施設組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

令和4年11月15日

規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、岸和田市貝塚市清掃施設組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和4年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(申請書類)

第2条 条例第2条第2項の規定による申請は、管理者が別に定める様式による申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 申請しようとする団体の組織及び財務の状況を記載した書類
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(協定の締結)

第3条 条例第6条に規定する協定には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 施設の管理及び運営に要する経費及びその負担に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 施設の利用者等に係る個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (5) 施設の管理を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (6) 指定の取消し又は業務の停止に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める事項

(事業報告書の作成)

第4条 条例第7条第2項に規定する事業報告書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理及び運營業務の実施状況並びに施設の利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 施設の管理に係る経費の支出状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか施設の管理及び運営実績を把握するために管理者が必要と認める事項

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。